

2026年9月7日

国立大学法人奈良国立大学機構奈良女子大学と 「遺言代用信託を活用した寄附制度に関する協定」を締結しました

南都銀行（頭取 石田 諭）は、近年高まる寄附ニーズへの対応や相続関連サービス拡充を目的として、国立大学法人奈良国立大学機構奈良女子大学と「遺言代用信託を活用した寄附制度に関する協定」を締結しましたので、お知らせいたします。

当行グループは、今後も地域のお客さまの多様な寄附ニーズに対応し、各機関・団体の安定的な財源確保への貢献を通じて、地域社会の発展に寄与してまいります。

1. 協定締結先（2026年9月1日付）

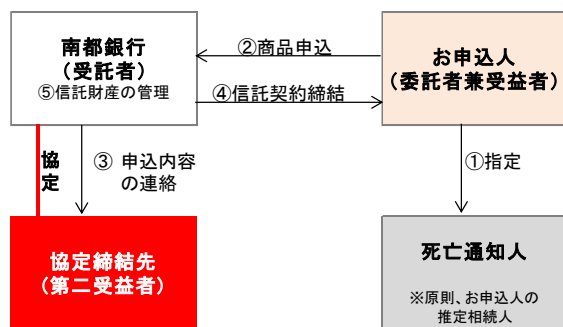
国立大学法人奈良国立大学機構奈良女子大学

※「遺贈による寄附制度」に関する協定については、2020年6月16日に締結済

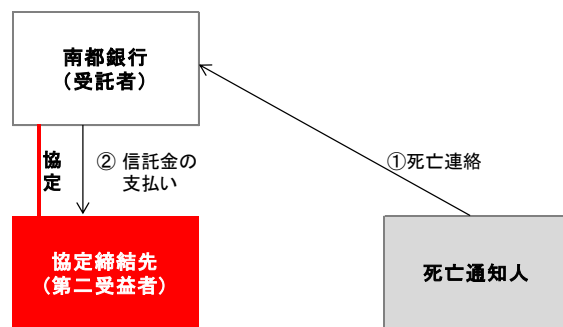
2. 遺言代用信託を活用した寄附制度に関する協定

当行商品＜ナント＞安心とどける信託「家族円満」をご利用いただくことで、遺言書を作成することなく、財産の一部を寄附することが可能となります。

(1) 寄附申込時



(2) 相続発生時



※ 商品内容の詳細は、＜ナント＞安心とどける信託「家族円満」のパンフレットをご確認ください

【本件に関するお問い合わせ先】

ソリューション営業部
経営企画部（広報）

とうどう さいじ
藤堂・西田・才治
あわこ
栗子・寺田

TEL 0742-27-1701

TEL 0742-27-1599